



長野県報

4月28日(木)
平成23年
(2011年)
第2262号

目 次

規則

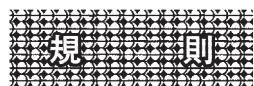
長野県地方税滞納整理機構の管理職員等の範囲を定める規則(人事委員会事務局)	2
---	---

告示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消し(健康長寿課介護支援室)	2
長野県不妊治療費助成事業実施要綱の一部改正(こども・家庭課)	2
家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の有効期間を延長した旨の通報(園芸畜産課)	3
国土調査法に基づく平成23年度地籍調査事業計画(農地整備課)	3
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課)	4
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(3件)(砂防課)	5
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(2件)(砂防課)	5
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防課)	5
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(2件)(砂防課)	6
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	6
広域連合長から申請のあった規約の変更の許可(市町村課)	6

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働・NPO課)	7
企画提案公募(プロポーザル)(温暖化対策課)	7
一般競争入札(3件)(水大気環境課)	8
平成23年度職業訓練指導員試験の実施(人材育成課)	11
土地改良事業の施行の同意(2件)(農地整備課)	11
開発行為に関する工事の完了(3件)(建築指導課)	11
一般競争入札(河川課)	12
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活環境課)	13
一般競争入札(ものづくり振興課)	14



健康長寿課介護支援室

長野県地方税滞納整理機構の管理職員等の範囲を定める規則をここに公布します。

平成23年4月28日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第11号

長野県地方税滞納整理機構の管理職員等の範囲を定める規則

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定により長野県が公平委員会の事務の委託を受けた長野県地方税滞納整理機構について、同法第52条第4項により、同条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第2条 管理職員等は、次に掲げる職を有する者とする。

(1) 事務局長

(2) 総務課長

(職の変更についての通知)

第3条 長野県地方税滞納整理機構の長は、管理職員等又はこれに相当すると認められる職員の職の改廃又は新設があったときは、速やかにその旨を長野県人事委員会に通知しなければならない。

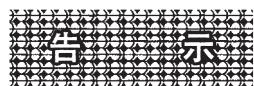
(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、長野県人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第314号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し及び同法第115条の4第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消しを次のとおり行いました。

平成23年4月28日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

訪問看護

事業所の名称	所 在 地	指定を取り消した 年月日
--------	-------	-----------------

株式会社ほていや 諏訪市湖岸通り一丁目15番 5号 平成23年4月28日

2 指定介護予防サービス事業者

介護予防訪問介護

事業所の名称	所 在 地	指定を取り消した 年月日
--------	-------	-----------------

株式会社ほていや 諏訪市湖岸通り一丁目15番 5号 平成23年4月28日

長野県告示第315号

長野県不妊治療費助成事業実施要綱（平成16年長野県告示第425号）の一部を次のように改正し、平成23年度の助成から適用します。

平成23年4月28日

長野県知事 阿部 守一
題名を次のように改める。

長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱

第3第3項中「」に基づいて」を「。以下この項及び第6第2項において「総合支援事業実施要綱」という。に基づいて」に、「1年度当たり2回」を「1年度目は年3回（他の地方自治体が総合支援事業実施要綱に基づいて実施する助成を受けたことがある場合には、当該助成を受けた回数と合わせて3回）を、2年度目以降は年2回」に、「母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱に」を「総合支援事業実施要綱に」に、「2回」を「2回」を、通算10回（他の地方自治体が総合支援事業実施要綱に基づいて実施する助成を受けたことがある場合には、当該助成を受けた回数と合わせて10回）に改める。

第4第2項中「長野県不妊治療費助成事業申請書」を「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書」に改め、同第4第3項第1号中「不妊治療費助成事業受診等証明書」を「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書」に改め、同第4第4項中「2回目」の次に「又は3回目」を、「1回目」の次に「又は2回目」を加える。

第6第2項中「母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱」を「総合支援事業実施要綱」に、「同要綱第2第4項第5号」を「同号」に改め、同第6第3項中「不妊治療費助成事業実施医療機関指定申請書」を「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施医療機関指定申請書」に改め、同第6第5項中「不妊治療指定医療機関申請事項変更届」を「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施指定医療機関申請事項変更届」に改め、同第6第6項中「不妊治療指定医療機関指定辞退申出書」を「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施指定医療機関指定辞退申出書」に改める。

第7中「社団法人日本産科婦人科学会」を「公益社団法人日本産科婦人科学会」に改める。

別表の1の(3)中「日本産科婦人科学会」を「公益社団法人日本産科婦人科学会」に改め、同表の2の(1)のア中「第20条第3項」を「第20条第3号」に改め、同表の3の(1)のア中「(社)日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医」を「公益社団法人日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医」に、同ウ中「(社)日本産科婦人科学会」を「公益社団法人日本産科婦人科学会」に改める。

様式第1号の表面中「長野県不妊治療費助成事業申請書」を「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書」に、「(1 · 2)回目」を「(1 · 2 · 3)回目」に、「長野県不妊治療費助成事業受診等証明書」を「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書」に改め、同様式の裏面中「(社)日本産科婦人科学会」を「公益社団法人日本産科婦人科学会」に改める。

様式第2号中「長野県不妊治療費助成事業受診等証明書」を「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書」に、「(社)日本産科婦人科学会UMIN個別調査票」を「公益社団法人日本産科婦人科学会UMIN個別調査票」に改める。

様式第3号中「長野県不妊治療費助成事業実施医療機関指定申請書」を「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施医療機関指